

仕 様 書

件名	ボイラー設備の維持管理業務委託役務	仕様書番号	10
		作成年月日	令和8月3月3日
履行期限	令和8年6月1日～令和8年10月30日	作成部隊	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊管理科営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊岩手駐屯地で実施する「ボイラー設備の維持管理業務委託」について適用する。

2 実施場所

岩手県滝沢市後268-433 陸上自衛隊岩手駐屯地

3 役務概要

本役務は、陸上自衛隊岩手駐屯地に設置してある、9.6t 炉筒煙管ボイラー2基及び付属装置1式の運転・監視・日常点検・整備補助を実施するもの。

4 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲

ア 業務の遂行に必要な建物の一部（売店、トイレ及び指定するロッカー等）、機器消耗品及び光熱水等は無償で利用できるものとする。

イ 官側が提供するもの以外の備品は請負者において負担すること。なお、請負者で用意した備品等を役務場所に持ち込む場合は、事前に官側と協議すること。

(2) 協議

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、官側との協議による。

(3) 業務の記録

官側が示す様式を使用し、業務記録を整備する。また、日常点検においては、官側が示す様式により報告する。

(4) 業務責任者

ア 請負者は、業務責任者（現場代理人）を定め官側に届け出る。また、業務責任者を変更する場合も同様とする。

イ 業務責任者は、業務担当者（勤務従事者）に業務目的、作業内容及び官側の指示事項を伝えその周知徹底を図る。

ウ 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有するものとする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

(5) 出入り禁止場所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止とする。

(6) 服装等

業務担当者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。

(7) 災害予防

本役務実施にあたり災害予防について十分な対策を講じ、常に注意を怠らないようにする。

突発事故が発生した場合は速やかに官側に報告する。

なお、災害事故及び損害発生については、すべて請負者の責任とし官側としての補償は一切行わない。

(8) 秩序維持

請負者は、業務担当者が指揮命令に忠実に従い、役務場所の職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則等を遵守し、違反しないよう適切な教育・指導の措置を講じること。

(9) 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

(10) 守秘義務

業務遂行に際して知り得た事項（個人情報を含む）について守秘義務を負う。役務終了後においても同様とする。

(11) 業務担当者の継続性の確保

ア 請負者は、むやみに業務担当者を交代してはならない。

イ 業務担当者の病気、事故、長期にわたる年次休暇等の取得その他の理由により欠員が生じる場合は、請負者は責任を持って交代要員を確保すること。

(12) 業務担当者の交代

ア 官側は、以下のいずれかの事情が発生した場合は、その理由を示して業務担当者の交代を求めることができるものとする。

- （ア）業務処理に必要な要件を著しく欠いている場合
- （イ）指揮命令に従わない場合
- （ウ）正当な理由がなく作業を著しく遅延し、または、作業に着手しない場合
- （エ）作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合
- （オ）職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則、守秘義務等に違反した場合

イ 請負者の都合により業務担当者を交代する場合は、請負者は原則 7 日前までに官側に届け出ること。但し、緊急の場合を除く。

(17) 本業務に従事する派遣労働者の通勤に係る費用については、派遣元事業者の責任において派遣労働者に支払うものとする。

5 特記事項

(1) ボイラー運転等業務

ア 期間：令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 10 月 30 日（金）

（原則、上記期間中の月～金とし、細部の日程については別紙及び官側との協議による。）

イ 就業時間：午前 8 時 15 分～午後 17 時 00 分

ウ 休憩時間：午後 12 時 00 分～午後 13 時 00 分または、官側の指示により、就業時間途中の 60 分間とする。

(2) 業務内容

ア ボイラー運転業務

（ア）9.6t 炉筒煙管ボイラー×2 基（（株）高尾鉄工所 FTH-80）

（イ）送気ヘッダー及び還水槽他付属設備 1 式

イ 業務内容

（ア）ボイラー運転を実施する。

（イ）ボイラー本体及び付属装置の運転補助作業（送気ヘッダー操作及び計器類の計測・点検・薬注装置・軟水器・環水槽・中和装置等の薬品注入・運転状況確認）

（ウ）ボイラー本体及び付属装置の整備補助作業

（エ）その他、特に命じられた事項

ウ 業務担当者の必要とされる能力、資格等

（ア）2 級ボイラー技士の資格を有するもの。

（イ）請負者は業務担当者が確定したら、上記該当の免状の写しを官側に提出するものとする。
なお、緊急時の対応を考慮し、必ず予備の業務担当者を定めるものとする。

エ 予備の業務担当者の必要とされる能力、資格等

上記（ア）、（イ）を満たすもの

オ 請負者は、受注後 10 日以内に業務担当者（予備の業務担当者を含む）の入門許可願を官側に提出する。

カ 事前教育

請負者は、受注後速やかに、官側が実施する事前教育に業務担当者及び予備の業務担当者を参加させること。

勤務日程表（6月～10月）

月		6																													
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
勤務日		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○

月		7																														
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
勤務日		○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			祝	○	○	○	○			○	○	○	○	○

月		8																														
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
勤務日				○	○	○	○	○			○	祝	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○				○

月		9																													
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
勤務日		○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		祝	祝	祝	祝	○	○		○	○	○	○

月		10																														
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
勤務日		○	○			○	○	○	○	○			祝	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	

6月～10月計出勤日数 104日